

事務連絡
平成30年8月10日

地方厚生(支)局主管課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
国民健康保険中央会
社会保険診療報酬支払基金

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成30年7月豪雨に関する診療報酬等の按分方法等について

平成30年7月豪雨により被害を受けた保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)が行う療養並びに被災した医療保険の被保険者及び被扶養者(共済組合の組合員及び被扶養者を含む。以下「被保険者等」という。)が受けた療養に係る診療報酬、調剤報酬及び訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)の平成30年7月診療分に係る請求方法等については、「平成30年7月豪雨に関する診療報酬等の取扱いについて」(平成30年7月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「7月30日医療課事務連絡」という。(別添1))により通知したところであるが、保険者又は公費負担医療の実施者(以下「保険者等」という。)による保険医療機関等の請求額の按分方法等については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

- 1 7月30日医療課事務連絡の1により定める概算請求が行われた診療報酬等に係る保険医療機関等に対する保険者等の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより按分するものとする。
 - (1) 各保険医療機関等に対して保険者が支払う診療報酬等については、保険医療機関等ごとに、平成30年4月から平成30年5月までの各保険者の当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績に基づき、保険者間で按分する。ただし、平成30年4月から平成30年5月までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が1回のみ保険者は、按分の対象から除く。
 - (2) 公費負担医療（地方単独事業を含む。）の診療報酬及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（以下「指定公費」という。）による一部負担金等の一部の支払についても、（1）に準じて取り扱う。
 - (3) （2）に基づき指定公費により負担すべき費用については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付け保発第0221003号厚生労働省保険局長通知別紙）第二の5により、審査支払機関が支払うものとする。

- 2 被保険者等が保険医療機関等に対して、平成30年7月豪雨により被保険者証等を提示できないため、氏名、生年月日、住所又は事業所名等を申し立てること等により療養を受けた場合（平成30年7月豪雨直後の混乱等やむを得ない事情により、氏名及び加入する医療保険の種別の申立等これに準ずる申立により療養を受けた場合を含む。）であって、住所地の保険者又は事業所が属する保険者において被保険者資格を確認できず、その者が属する保険者が特定できないときの当該療養に係る通常の方法による請求が行われた診療報酬等に係る保険医療機関等に対する各保険者の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより按分するものとする。
 - (1) 各保険医療機関等に対して保険者が支払う診療報酬等については、患者の住所地又は事業所の所在地が属する府県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する全ての保険医療機関等に対する平成30年4月から平成30年5月までの各保険者の診療報酬等支払実績に基づき、保険者間で按分する。ただし、平成30年4月から平成30年5月までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が1回のみ保険者は、按分の対象から除く。
 - (2) 指定公費による一部負担金等の一部の支払についても、（1）に準じて取り扱う。
 - (3) （2）に基づき指定公費により負担すべき費用については、1（3）と同様、審査支払機関が支払うものとする。

3 留意事項について

- (1) 7月30日医療課事務連絡の2(1)により、概算による診療報酬等の請求を選択する保険医療機関等は、その旨を平成30年8月10日までに各審査支払機関に届け出ることとしているが、やむを得ない事情により提出期限以後に届出があったものについても、同様に取り扱うよう努めることとする。
- (2) 「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(平成30年7月6日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)の別添「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(平成25年1月24日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡(別添2))の1(2)により、同一の患者について、支払猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、保険医療機関等は欄外上部に赤色で「災2」と記載し、平成30年7月豪雨以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載することとしているが、仮に一部負担金等の額の記載がなかった場合においては、一部負担金等の支払猶予に係る診療等を全体の8割とし、一部負担金等の金額に0.8を乗じて得た額を支払猶予額とする。

事務連絡
平成30年7月30日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成30年7月豪雨に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

平成30年7月豪雨による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体へ周知徹底を図るようよろしくお願いします。

記

1 平成30年7月診療分に係る診療報酬等の請求について

平成30年7月診療分に係る診療報酬等の請求については、今回の豪雨による被災により診療録等を滅失若しくは棄損等した場合又は豪雨被災直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記(1)又は(2)の場合において下記により概算請求を行うことができるものとする。

(1) 診療録等の滅失等の場合の概算による請求

今回の豪雨により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、浸水、汚損又は棄損した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)については、災害救助法適用日以前の診療等分については概算による請求を行うことができるものであること。

この場合にあつて、災害救助法適用日の翌日以降に診療等を行ったときは、災害救助法適用日の翌日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。

(2) 被災後に診療を行った場合の概算による請求

災害救助法適用地域に所在する医科に係る保険医療機関であつて、災害救助法適

用日の翌日以降に診療を行ったものについては、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、同月1か月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

(3) 通常の手続きによる請求を行う方法

上記(1)及び(2)による場合以外については、下記3により、診療報酬等の請求を行うものとする。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する保険医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成30年8月10日までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関（国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。））に届け出ること。

(2) 診療報酬等の算出方法

原則として平成30年4月診療等分から平成30年5月診療等分までの診療報酬等支払実績により（当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関等と調整をする。）、下記①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなる（③を加算することができるのは上記1(2)の請求を行う医科に係る保険医療機関のみ）ため、各保険医療機関等においては、別紙の様式により、当該保険医療機関等の平成30年7月の入院、外来別の診療実日数（※1）を合わせて届け出るものとする。

なお、保険薬局及び訪問看護ステーションについては、外来分として取り扱うものとする。

① 入院分

$$\frac{\text{平成30年4月～平成30年5月
入院分診療報酬等支払額}}{61 \text{ 日}} \times \text{平成30年7月の入院診療
実日数（※1）}$$

② 外来分

$$\frac{\text{平成30年4月～平成30年5月
外来分診療報酬等支払額}}{41 \text{ 日}} \times \text{平成30年7月の外来診療
実日数（※1）}$$

(※1) 上記1(1)の請求を行う保険医療機関等については、災害救助法適用日までの診療等実日数

- ③ 災害救助法適用日翌日以降の診療増（入院診療の増加、豪雨被災直後における時間外診療分）及び一部負担金等の猶予分

$$\begin{aligned} & \frac{\text{平成 30 年 4 月} \sim \text{平成 30 年 5 月}}{\text{入院分診療報酬等支払額}} \times \frac{\text{61 日}}{\text{災害救助法適用日翌日}} \times \frac{\text{以降の入院診療実日数}}{\text{}} \times (0.05 + 0.001) \\ + & \frac{\text{平成 30 年 4 月} \sim \text{平成 30 年 5 月}}{\text{外来分診療報酬等支払額}} \times \frac{\text{41 日}}{\text{災害救助法適用日翌日}} \times \frac{\text{以降の外来診療実日数}}{\text{}} \times (0.036 + 0.001) \end{aligned}$$

- (3) 上記 1 (1) に該当する保険医療機関等であって、上記 1 (2) に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各審査支払機関に提出すること。
- (4) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。
- (5) この方法による請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって平成 30 年 7 月診療分の診療報酬等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

平成 30 年 7 月診療分（8 月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり平成 30 年 8 月 10 日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとすること。

(2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとすること。

① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことがある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。

② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。

③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあつては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国保連へ提出する分、支払基金へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとすること。

なお、請求において、市町村が行う国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとすること。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能

な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常どおり、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定の事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

(3) 医療機関の窓口において一部負担金等の支払いを猶予したものに関する取扱い

- ① 「平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 12 日付け医療課事務連絡。以降において同様の事務連絡により発出された事務連絡を含む。）により一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求すること。

なお、猶予措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災 1」と記載するとともに、同一の患者について、猶予措置等に係る明細書と猶予措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を 2 枚 1 組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災 2」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）に基づき、記載すること。

- ② 一部負担金等の猶予をしたときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号 51】などの「公費併用レセプト」となるもの。）の対象にならない。このため、一部負担金等の支払を猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、明細書は医保単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

ただし、公費負担医療の受給者である場合には、摘要欄に、「公費負担医療」など、公費負担医療の受給者である旨を記載すること。

- ③ 入院分について、例えば月末に 7 月診療分の支払を一括して受けるような場合であっても、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、被災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意すること。

また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、被災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意すること。

(参考) 被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、一部負担金等を猶予した場合には、**不詳**「災 1」と記載することとなる。

(参考) 一部負担金等とは、一部負担金、訪問看護療養費に係る自己負担額などをいう。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成30年8月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

4 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

(別紙)

平成 30 年 7 月豪雨による被災に関する概算による診療報酬請求に関する届出書
(平成 30 年 7 月診療分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード							
<p>平成 30 年 7 月豪雨による被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p>							
<p>平成 年 月 日</p>							
<p>保険医療機関等の 所在地 及び 名称 :</p>							
<p>開設者名・事業者氏名 : 印</p>							
<p>審査支払機関 殿</p>							
<p>1 次のうち、該当するものに○を付すこと。</p> <p>ア 診療録が滅失若しくは棄損等した保険医療機関、保険薬局等（災害救助法適用日以降診療を行った医科に係る保険医療機関については、同日以降の診療について通常の方法で請求するもの）</p> <p>イ 災害救助法適用地域に所在する保険医療機関（医科）であって、災害救助法適用日以降に診療を行い、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、7月の1ヶ月分を通して概算による請求を行うもの</p>							
<p>2 平成 30 年 7 月の診療実日数を記入すること。</p> <p>[入院・外来別診療実日数]</p> <table><tr><td>(外来診療実日数)</td><td>(入院診療実日数)</td></tr><tr><td>7月分 _____ 日間(法適用日以前)</td><td>7月分 _____ 日間(法適用日以前)</td></tr><tr><td>_____ 日間(法適用日翌日以降)</td><td>_____ 日間(法適用日翌日以降)</td></tr></table>		(外来診療実日数)	(入院診療実日数)	7月分 _____ 日間(法適用日以前)	7月分 _____ 日間(法適用日以前)	_____ 日間(法適用日翌日以降)	_____ 日間(法適用日翌日以降)
(外来診療実日数)	(入院診療実日数)						
7月分 _____ 日間(法適用日以前)	7月分 _____ 日間(法適用日以前)						
_____ 日間(法適用日翌日以降)	_____ 日間(法適用日翌日以降)						

事務連絡
平成30年7月6日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に
係る被保険者証等の提示等について

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名)を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係 TEL:03-5253-1111 (内線 3288) FAX:03-3508-2746
--

事務連絡
平成25年1月24日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

(1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

(3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の方法により行うものとする。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1(1)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1(1)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1(2)関連

本事務連絡1(2)において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡1(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。